



2018年12月18日

各位

会社名 株式会社メルカリ
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 山田 進太郎
(コード番号：4385 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 CFO 長 澤 啓
TEL. 03-6804-6907

**当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に対する
譲渡制限株式ユニット (RSU) 付与制度の導入に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、国内外の当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員（以下「当社等役職員」といいます。）に対するインセンティブ制度の見直しを行い、当社等役職員に対する譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」といいます。）付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

本制度は、当社等役職員を対象として、当社グループ（当社及び当社子会社その他当社が定める範囲のグループ会社をいいます。）の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めつつ、継続的な勤務への意欲を増進させることを目的として導入される制度で、これまで当社が発行してきた新株予約権 (SO) に代わるインセンティブ制度です。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の対象者

当社等役職員のうち、当社が定める者（以下「対象者」といいます。）とします。

(2) RSU の概要

本制度に基づき付与される RSU は、対象者に対して、各半期又は各四半期、その他当社が予め定める期間（以下、総称して「権利算定期間」といいます。）の間、当社グループに在籍すること等を条件として、当社が対象者毎に予め定める数（以下「本交付株式数」といいます。）の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を交付するものです。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下、株式の分割の記載につき同じ。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて本交付株式数を調整します。

(3) 本制度に基づき交付する当社株式の上限数

本制度に基づき交付する、1事業年度あたりの当社株式の上限数は、当社の当該事業年度の期初における当社の発行済株式総数の1%に満たない数とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該上限数を調整します。

(4) 当社株式の交付の方法及び時期

当社は、権利算定期間満了後から2ヵ月以内、又は、別途当社が定めた時期に取締役会決議を行い、対象者に支給された金銭債権の全部の現物出資と引換えに、新株発行又は自己株式処分によって本交付株式数の当社株式を交付します。なお、初回の発行については、2019年1月中旬開催の取締役会において、詳細な条件を決定することを予定しております。

また、本制度により発行又は処分される当社株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならない範囲において当社の取締役会において決定いたします。

(5) 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合は、合理的に定める数の当社株式、金銭その他当社が決定する他社の株式等を交付します。

以上